

# 平成 年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住所

氏名

医療を受けた人	続柄	病院・薬局等の所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち保険金等で補てんされる金額 (チェック項目参照)
			治療内容・医療品名等	支払った医療費	
				円	円
合 計			A	B	

## 【控除額の計算】

支払った医療費	(合計)	円	A
保険金等で補てんされる金額		円	B
差引金額 (A - B)		円	C
所得金額の合計額		円	D
D × 0.05		円	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		円	F
<b>医療費控除額</b> (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	円	G

Aは 市県民税申告書の「医療費控除」の「支払医療費」欄に、  
Bは「保険金などで補てんされる金額」欄に転記します。

Dは 市県民税申告書の「所得金額」の合計欄を転記します。  
※退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額  
ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額  
(特別控除前の金額)

Fは 市県民税申告書の「医療費控除」の「10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない金額」欄に転記します。

Gは 市県民税申告書の「医療費控除」欄に転記します。

## 医療費控除を受けるためには…

あなたやあなたと生計を一にする親族の方が前年中(1月1日～12月31日)に支払った医療費の領収書等が必要です。

以下のチェック表を確認していただき、事前の計算に御協力ください。

## 【申告前のチェック表】

- 1 医療費の領収書等(以下、「領収書」)は原本ですか。**  
・後日領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示してください。
- 2 領収書の日付は、前年中(1月1日から12月31日まで)のものですか。**  
・前年中(1月1日から12月31日)に実際に支払った医療費に限り控除の対象となります。
- 3 領収書は、個人別・医療機関別に分けていますか。**  
・医療費は個人別・医療機関別に記載してください。  
同じ医療機関でも、医療を受けた方が異なる場合は記載を分けてください。
- 4 領収書の中に、健康保険組合等から交付される「医療費のお知らせ」が含まれていませんか。**  
・「医療費のお知らせ」は、「医療費の領収書」には当たりませんので御注意ください。
- 5 生命保険・損害保険会社や健康保険組合等からの補てん金を忘れていませんか。**  
・保険金等で補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きしません。